

猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年3月24日

猪名川町長 福田 長治

記



1 協議の場を設けた区域の範囲

笛尾、清水、清水東地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人1経営体

個人1経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

- 農地中間管理事業対象地域の農地所有者は、原則として機構に貸し付ける。
- 農地中間管理事業対象地域で農業をリタイヤ・経営転換する人は原則として機構に貸し付ける。
- 農地中間管理事業対象地域で担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体である法人に農地集積をはかり、作業の効率化と規模拡大を目指す。

現在は、そばを主作物として水稻とのブロックローテーションを行っているが、将来的には、新たな転作作物などの規模拡大も目指す。